

資料 2

杉並区総合計画 (区政経営改革推進基本方針)

令和 6 年度（2024 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

杉並区区政経営改革推進計画（第 2 次）

令和 6 年度（2024 年度）～令和 8 年度（2026 年度）

改 定 案

【目 次】

区政経営改革推進基本方針	1
方針 1 柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上	2
1 事業運営の改善や執行方法の見直し	4
2 人材育成と効率的な組織運営	11
方針 2 財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現	14
1 安定した財政基盤の構築と持続可能な財政運営	18
2 財源の確保	18
3 負担の適正化	20
方針 3 対話協調型区政の推進	24
1 区民に「伝わる」情報発信	26
2 対話の場の拡充	26
方針 4 自治の更なる発展と自治体間連携の強化	28
1 自治・分権の推進	30
2 隣接自治体等との連携	31
3 基礎自治体間の広域連携	31
方針 5 施設マネジメントの推進	32

区政経営改革推進基本方針

令和7年(2025年)には、団塊世代が後期高齢者となり、「人生100年時代」ともいわれる超高齢社会は一層進展していきます。また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は、地域経済や区財政に深刻な影響を及ぼすことが予測されます。さらに、物価高騰などに伴う対応や歳出の増に加え、税源偏在は正措置やふるさと納税制度による減収などによる影響が懸念される中、今後の財政状況の先行きは不透明と言わざるを得ません。

こうした中にあっても区政は、本格的な少子高齢化を見据えた対応、首都直下地震に備えた防災・減災対策、さらには老朽化に伴う区立施設の更新といった、山積する待ったなしの課題に区の総力を挙げて取り組んでいく必要があります。

しかし、こうした状況だからこそ、安定的で強固な行財政基盤の構築が不可欠であり、効率的な業務執行に努めながら、行政の責務である「最少の経費で最大の効果」を挙げていかなくてはなりません。

一方で、近年のデジタル技術の飛躍的な進展とコロナ禍を契機とした社会変容を背景に、区民生活におけるあらゆる分野においてデジタル化が求められており、時機を逸すことなく行政のデジタル化を推進することを通じて、区民の利便性の一層の向上と行政運営の効率化を図り、誰もが暮らしやすい社会へと転換を図っていく必要があります。加えて、従来の考え方に対する視点からの仕事の見直しなどにより、業務の効率化を図り、職員がクリエイティブな思考で課題に挑戦する時間等を生み出すことで、質の高いサービスの提供につなげることも重要です。

こうした視点に基づき、今後は、コスト削減や効率化を追求した「量の改革」に加え、利便性や暮らしやすさを追求し、区民サービスの質をいかに高めていくかといった「質の改革」にも配慮した区政経営を目指していくことが求められます。

そのためには、区民からお預かりする税をはじめとした財源、区立施設等の行政資産、サービス提供者としての職員といった経営資源をより有効に生かしていくことが必要です。

さらに、区政経営全般に区民や地域団体、民間事業者等の知恵や創意を取り入れることを通じて、単に経費削減にとどまらない、時代の先を見据えた区政経営を推進することが不可欠です。こうした認識に基づき、従来の「行財政改革」から「区政経営改革」へと転換を図ることとし、その新たな基本方針を以下のとおり定めます。

方針1 柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

方針2 財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現

方針3 対話協調型区政の推進

方針4 自治の更なる発展と自治体間連携の強化

方針5 施設マネジメントの推進

方針1 柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

経営資源の有効活用や従来の考え方には捉われない視点による仕事の見直し等により業務の効率化を図ることに加え、専門性やノウハウを有する民間事業者や地域団体等の多様な主体をパートナーとしてすることで、良質で持続可能な公共サービスの提供に努めます。さらに、デジタル技術の飛躍的な発展を踏まえた行政のデジタル化を通じて、区民の利便性の一層の向上と行政運営の効率化を図ります。

また、いきいきと働くことができる勤務環境のもと、職員の能力を引き出し、構想力や実践力を持った職員を育成するほか、任期付き職員の活用などにより、専門性の確保を図るとともに職場の活性化につなげます。

現状と課題

- 日本の少子高齢化が世界に類を見ない速さで進行している中、区においても今後は人口の減少が見込まれます。また、今般の新型コロナウィルス感染症は人々の行動様式に大きな影響を及ぼしています。区は、こうした社会の変化を的確に把握しながら、区民の期待に応えていかなければなりません。
- 安定的でより良質な公共サービスの提供となるよう、職員が更に業務に関する知識を蓄積し、理解を深めるとともに、公共サービスを提供する民間事業者等への管理・監督を徹底することが必要です。
- デジタル技術は飛躍的に進展しており、行政においてもデジタル化の推進を通じ、区民サービスの向上と効率的かつ効果的な区政運営を推進するため、デジタル技術を戦略的に活用していくことが重要となります。高度化するデジタル技術の活用に当たっては、時機を逸することなく、デジタル化を推進していくことが求められています。
- 効率的な業務執行に努めながら、「最少の経費で最大の効果」を挙げていくためには、不斷に業務の見直しに取り組み、より適切な執行方法を選択していくことが求められています。一方で、こうした見直し等によつても増大する行政需要への対応が難しい場合などには、必要な人員を確保し、組織体制を整えることも重要です。
- 職員の超過勤務時間は、近年、喫緊の行政ニーズに対応するため増加傾向にあります。こうした中でも、職員がライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を選択できることなど、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、テレワークや時差出勤の活用など、職員が働きやすい勤務環境を整備するとともに、構想力や実践力を高める人材育成を進めて、職員の意欲と生産性の向上を図り、組織の活性化を図る必要があります。

方針に基づく主な取組

○ 事業運営の改善や執行方法の見直し

行政評価^{※1}制度等を活用して、各事業の運営状況や執行方法を的確に評価・検証し、より効率的な区政経営が行えるよう、管理運営体制の見直しや施設の役割の見直し等を進めます。

○ 民間事業者等による公共サービスの提供

民間事業者等の専門性やノウハウを生かすことで、地域の活性化や満足度の高い施策展開につながる事業については、民間事業者等を公共サービスを提供するパートナーとして、業務委託や指定管理者制度を導入します。また、良質なサービスの提供が維持されるよう、公契約における競争性と透明性を引き続き確保するとともに、職員の業務内容への理解を深めること等によりモニタリング^{※2}システムの充実を図り、管理・監督を徹底します。さらに、区民ニーズに即した取組となるよう、区・事業者・区民との連携を推進します。

○ 行政のデジタル化を通じた区民サービスの向上・業務効率化

より質の高い区民サービスの提供に向けて、区民目線に立った行政手続のデジタル化を加速します。また、内部業務にデジタル技術を積極的に取り入れて、より効率的で正確な事務処理を推進します。

○ 人材育成と効率的な組織運営

先行きが不透明な財政状況の中、増大し、複雑化する行政需要に迅速・的確に対応していくため、定員管理方針^{※3}に基づく職員数の適正管理に努めるとともに、定年引上げによるベテラン職員の有効活用に向けた組織体制の構築に取り組みます。また、職員のワーク・ライフ・バランスを進めるため、職員が効率的に業務に取り組める職場環境を整備することにより、職員の意欲の向上や超過勤務の縮減にもつなげます。

※1 行政評価:効率的かつ効果的な区政運営に向けて、事業の選択や見直しを行うために施策等の成果や目標の達成度、課題等を明らかにする取組

※2 モニタリング:委託業務(指定管理者制度を含む)について、安全管理を含む業務の履行確認及びサービスの質に関する評価を行い、各業務を継続的に管理・監督すること

※3 定員管理方針:行政需要等を踏まえ、必要な職員数を適正に管理していくための取組方針

(1)事業運営の改善や執行方法の見直し

行政評価の実施		区政経営改革担当
—		
区政運営におけるPDCAサイクルを機能させ、施策・事務事業の不断の改善・見直しを図るとともに、最適な財源配分へつなげることによって、政策効果を持続的に高めるため、行政評価を実施します。また、地方公会計制度との効果的な連動を見据えた研究を進めます。		
年度	6(2024)年度	7(2025)年度
取組内容	行政評価の実施 新システムの構築	行政評価の実施 新システムによる運用開始
効果		

行政のデジタル化を通じた区民サービスの向上と行政運営の効率化		デジタル戦略担当
—		
行政のデジタル化を推進することを通じて、区民の利便性の一層の向上と行政運営の効率化を図ります。		
年度	6(2024)年度	7(2025)年度
取組内容	行政のデジタル化 推進	行政のデジタル化 推進
効果		

民営化宿泊施設(コニファーいわびつ)の見直し		区民生活部管理課 —	
区の民営化宿泊施設であるコニファーいわびつについて、区民利用や区の財政負担の状況等を踏まえ、令和7年度(2025年度)末で民営化宿泊施設としての運営を終了し、宿泊施設として民間事業者に売却します。売却に当たっては、一定期間の運営継続や区民優待料金の設定等について協定を締結し、引き続き区民が安価で利用できるよう取組を進めていきます。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	民営化宿泊施設として運営 売却に向けた準備	民営化宿泊施設としての運営終了 売却・協定締結	協定に基づく区民利用開始
効果			(財)
関連する計画			
(区立施設マネジメント計画) 第5章(1)14 民営化宿泊施設			

公園管理体制の見直し		みどり公園課 —	
公園管理事務所の民間委託化について評価・検証を行い、必要な改善を行うとともに、今後の区立公園の管理体制について、より効果的な管理運営方法の調査・研究を進めます。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	公園管理体制の見直し 検討	公園管理体制の見直し 検討・実施	公園管理体制の見直し 検討
効果			

自転車駐車場の管理・運営の見直し		土木管理課 —	
区立自転車駐車場について、設備の老朽化やデジタル化への対応等の課題も踏まえて適切な管理・運営方針を検討し、その方針に基づく取組を実施します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	管理・運営の見直し 方針に基づく取組の準備	管理・運営の見直し 方針に基づく取組の準備・実施	管理・運営の見直し 方針に基づく取組の実施
効果			
関連する計画			
(実行計画) 施策6 安全で快適な自転車利用環境の整備・充実			
(区立施設マネジメント計画) 第5章(1)12 有料制自転車駐輪場、自転車集積所			

地域区民センターの管理・運営方法の見直し		地域課 —	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	管理・運営方法の見直し 検討 1施設	管理・運営方法の見直し 検討に基づく実施準備 1施設	管理・運営方法の見直し 検討に基づく実施 1施設
効果			(財)
関連する計画			
(実行計画) 施策26 地域活動拠点の整備			

区立施設を活用したふれあいの家 ^{※1} の賃料の適正化		高齢者施策課 —	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	賃料の適正化 検討・協議・実施	賃料の適正化 検討・協議・実施	賃料の適正化 検討・協議
効果	(財)	(財)	

※1 ふれあいの家:在宅の高齢者及びその家族の福祉の向上に資するため、食事、入浴の提供や日常動作訓練、レクリエーションなどを行う施設として、平成2年度(1990年度)から12年度(2000年度)までに区が整備した「高齢者在宅サービスセンター」の通称。当初、社会福祉法人等へ運営を委託していたが、平成18年度(2006年度)までにすべてが民営化されている

敬老会の見直し		高齢者施策課	
		—	
「人生100年時代」において、ライフスタイルの多様化や医療技術の進展により、高齢者一人ひとりの生活状況が多岐にわたっていること等を踏まえ、敬老会のあり方を検討します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	見直し方針検討・決定	方針に基づく取組準備	方針に基づく取組実施
効果			

区保育室の廃止		保育課	
		—	
待機児童解消のための臨時の事業として実施してきた区保育室について、今後の待機児童ゼロの継続に影響を及ぼさないことを前提に、廃止します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	区保育室廃止 1所		
効果	(財)	(財)(定)	
関連する計画			
(区立施設マネジメント計画) 第5章(1)3 保育園、子供園			

区政情報の共有の推進		情報管理課	
		—	
「(仮称)情報の公表等に関する方針」に基づき、区民ニーズが高く、非公開事由に該当しない区政情報については、区ホームページなどを通じて積極的に公表するほか、同方針を全職員に周知徹底することで、所管窓口における区政情報の提供を促進し、区民が区政に参画するために必要な区政情報の共有を推進します。			
また、情報公開制度に基づく情報の公開については、引き続き、条例に基づき適正に実施していきます。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	「(仮称)情報の公表等に関する方針」に基づく適切な区政情報の提供 実施 職員の意識啓発・研修 実施	「(仮称)情報の公表等に関する方針」に基づく適切な区政情報の提供 実施 職員の意識啓発・研修 実施	「(仮称)情報の公表等に関する方針」に基づく適切な区政情報の提供 実施 職員の意識啓発・研修 実施
効果			

学校徴収金の公会計化	学務課
	教育委員会事務局庶務課

区立学校において、保護者から徴収してきた学校給食費や教材費等の学校徴収金の公会計化を検討します。この公会計化により、保護者の利便性の向上、経理面での管理・監督体制の充実、透明性の向上及び教職員の業務負担の軽減を図ります。

年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	学校徴収金の公会計化 検討	学校徴収金の公会計化 検討	学校徴収金の公会計化 検討・試行実施
効果			

学童クラブおやつ代の公会計化	児童青少年課
	—

学童クラブのおやつ代について、保護者の利便性の向上や会計事務の透明性の確保等を図る観点から、公会計化に向けた検討を行います。

年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	学童クラブのおやつ代の公会計化 検討	学童クラブのおやつ代の公会計化 検討	学童クラブのおやつ代の公会計化 実施
効果			

民間事業者等の専門性などを生かした質の高い公共サービスの提供	区政経営改革担当
	—

民間事業者等の専門性やノウハウの活用により、質の高い公共サービスが見込める事業等については、的確な判断のもと、民間委託や指定管理者制度を導入します。そのため、民間委託については、案件ごとに導入の必要性を判断することとし、その基本的な考え方を業務の種別ごとに整理した「委託導入の指針」を令和6年度(2024年度)に策定します。また、指定管理者制度については、令和5年度(2023年度)に示す制度の導入・運用方針に基づき、必要に応じて導入します。

年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	検討・実施 委託導入の指針 策定	検討・実施	検討・実施
効果			

公共サービスを提供する民間事業者等に対する管理・監督の徹底		区政経営改革担当	
		—	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	モニタリング・労働環境モニタリングの実施 指定管理者制度導入施設の収支報告書等の公認会計士等による点検	モニタリング・労働環境モニタリングの実施 指定管理者制度導入施設の収支報告書等の公認会計士等による点検	モニタリング・労働環境モニタリングの実施 指定管理者制度導入施設の収支報告書等の公認会計士等による点検
効果			

※1 公契約条例:労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び公契約に基づく公共工事等の品質の確保を図ることを目的とした条例

多様な主体との協働の推進		区政経営改革担当	
		—	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	多様な主体との協働推進	多様な主体との協働推進	多様な主体との協働推進
効果			

学童クラブ運営委託の実施		児童青少年課	
—		—	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	運営委託の実施 2クラブ		
効果	(財)(定)		
関連する計画			
(実行計画) 施策20 学童クラブの整備・充実			

入札・契約制度の改革		経理課	
—		—	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	工事請負、委託業務等における労働環境の整備の推進 ダンピング対策等の強化・運用 新たな入札・契約制度の検討・実施	工事請負、委託業務等における労働環境の整備の推進 ダンピング対策等の強化・運用 新たな入札・契約制度の検討・実施	工事請負、委託業務等における労働環境の整備の推進 ダンピング対策等の強化・運用 新たな入札・契約制度の検討・実施
効果			

(2)人材育成と効率的な組織運営

時代の変化に挑戦する職員の育成		人材育成担当	
—		—	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	効果的な研修・OJT実施	効果的な研修・OJT実施	効果的な研修・OJT実施
効果			

※1 OJT:On the Job Training(職場内人材育成)の略。職場での実践を通じて業務知識を身に付ける育成手法のこと

将来を見据えた組織体制の構築		人事課	
—		—	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	組織体制の構築検討・実施 任期付職員の採用・活用検討・実施	組織体制の構築検討・実施 任期付職員の採用・活用検討・実施	組織体制の構築検討・実施 任期付職員の採用・活用検討・実施
効果			

柔軟で効率的な働き方の推進		人事課 区政経営改革担当、デジタル戦略担当	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	<p>ワーク・ライフ・バランス推進に関する取組の実施</p> <p>デジタル化を踏まえた働き方の見直し 検討・試行実施</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進に関する取組の実施</p> <p>デジタル化を踏まえた働き方の見直し 試行実施</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進に関する取組の実施</p> <p>デジタル化を踏まえた働き方の見直し 実施</p>
効果			
関連する計画			
(デジタル化推進計画) 方針2 職員が働きやすい環境を整備するための情報インフラの再構築			

定員管理方針に基づく職員数の適正管理		人事課 —	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	定員管理方針を踏まえた職員数の適正管理	定員管理方針を踏まえた職員数の適正管理	定員管理方針を踏まえた職員数の適正管理
効果			

保育園調理用務業務の委託の実施		保育課
		—
調理用務職員の退職状況等を踏まえ、調理用務業務の委託を実施します。		
年度	6(2024)年度	7(2025)年度
取組内容		委託実施 1園
効果		(財)(定)
8(2026)年度		(財)(定)

学校用務業務等の包括委託の実施		教育委員会事務局庶務課
		—
学校用務職員の退職状況等を踏まえ、用務業務の民間事業者への委託を実施します。		
年度	6(2024)年度	7(2025)年度
取組内容	委託準備 2校 委託実施 3校	委託準備 1校 委託実施 2校
効果	(定)	(財)(定)
8(2026)年度		(財)(定)

学校給食の調理委託の実施		教育委員会事務局庶務課
		学務課
学校給食調理職員の退職状況を踏まえ、調理業務の民間事業者への委託を実施します。		
年度	6(2024)年度	7(2025)年度
取組内容	委託準備 1校 委託実施 1校	委託実施 1校
効果	(定)	(定)
8(2026)年度		(財)(定)

方針2 財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現

社会経済環境の変化や区民の多様なニーズに適時適切に対応していくことができるよう、財政の健全性を確保するとともに、事務事業や経費等の精査を不斷に行うことなどを通じて、安定的な財政基盤を構築し、持続可能な財政運営に努めます。

また、区民サービスの向上を図りながら、受益者負担の適正化を進めていきます。

現状と課題

- 法人住民税の一部国税化、ふるさと納税制度など、国による不合理な税源偏在は正措置による減収が区財政に深刻な影響を与えています。また、今後、少子高齢化の更なる進展に伴って基幹的収入である特別区民税の減収が想定されるなど、区財政を取り巻く状況は今後一層厳しさを増していくことが予想されます。
- こうした中、超高齢社会への対応や子育て支援策の充実、首都直下地震等災害への備え、区立施設の老朽化対策など、行政課題は山積しています。
- 未来につなぐ区政経営を進めていくためには、区民福祉の向上を図りながら、行政サービスのあり方についての点検や従来の発想にとらわれない歳入確保策の検討など、時代やニーズの変化に対応した財政運営も不可欠です。

方針に基づく主な取組

○ 安定的な財政基盤の構築と持続可能な財政運営

複雑化・多様化する区民ニーズや、新たな行政課題にも迅速・的確に対応できるよう、「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方」に基づき、健全な財政運営に努めます。

なお、基本的な考え方の運用に当たっては、経済情勢や財政状況を踏まえつつ、行政需要との均衡を考慮しながら対応していくものとします。

○ 財源の確保

住民税や国民健康保険料、介護保険料などの収納業務においては、電子マネーやeLTAX^{※1}等のデジタルツールを導入し、区民の利便性を高めることで、収納率の向上を図ります。また、広報すぎなみ等、各種広報媒体による広告収入やネーミングライツ^{※2}による財源の確保を一層進めるとともに、区有財産や駐車場を有効活用した収入確保に努めます。

○ 負担の適正化

受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料を定期的に見直すとともに、補助金の見直しなど事業の適正化に不断に取り組みます。

※1 eLTAX:地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行う地方公共団体が共同で運営するシステム

※2 ネーミングライツ:施設の命名権を企業に売却し、対価を得て施設の運営管理に役立てる方法

財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方

様々な行政課題に対応するための歳出経費が増加する一方、国による不合理な税源偏在は正措置やふるさと納税の影響による歳入減が見込まれる厳しい財政状況の中で、災害等緊急事態や新たな行政課題に適時、適切に対応していくためには、財政の健全性を保ち、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営を確保する必要があります。令和3年度(2021年度)に示した基本的な考え方のうち、現下の物価高騰等を踏まえ基金積み立ての考え方を再整理し、引き続き健全な財政運営に努めていきます。

基本的な考え方

- ① 大規模災害や経済事情の著しい変動等による減収に備え、財政調整基金の年度末残高 450 億円の維持に努めます。基金を活用し、年度末残高が 450 億円を下回る状況となる場合は、可能な限り速やかに残高の回復に努めます。
- ② 将来の区立施設の改築・改修需要に備え、毎年度、施設整備基金に 40 億円以上を積み立てるとともに、老朽化が進んでいる区役所本庁舎の建替えを見据え、(仮称)本庁舎改築基金を早期に設置します。
- ③ 区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債についても、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して発行し、繰上償還をする場合等を除き、公債費負担比率^{※1}が 5%を超えないように努めます。また、金利動向等を見据え繰上償還を行い、公債費の削減に努めます。
- ④ 財政運営の弾力性を保持するために、極端な税収減となる場合を除き、行政コスト対税収等比率^{※2}が 100%を超えないように努めます。
- ⑤ 将来にわたって健全な財政運営を持続していくために、債務償還可能年数^{※3}が 5 年を超えないように努めます。

※1 公債費負担比率:公債費(区債の元金返済や金利支払の経費)に充てる一般財源等が一般財源等総額に占める割合

※2 行政コスト対税収等比率:純経常行政コストが税収や補助金等の財源に占める割合

※3 債務償還可能年数:経常収支の黒字分を将来の実質債務の償還に充てた場合、何年で償還できるかを示すもの

1. 基本的な考え方のポイント

- 財政の健全性、持続可能性を確保し、喫緊の行政課題等に機動的に対応することができるよう設定します。
- 区財政を多角的(单年度の収支均衡・中長期的な財政の健全性・現金主義・発生主義)に捉える指標を設定し、財政の健全性・持続可能性を確保します(次頁の「3. 基本的な考え方のイメージ」参照)。
- 財政調整基金と施設整備基金について、それぞれの目的や基金の性格に応じて積立目標を設定します。また、(仮称)本庁舎改築基金の早期設置を目標とします。
- 財政指標は、経年変化及び、他の自治体との比較が可能なものとします。

2. 各項目の解説

【①財政調整基金の残高維持】について

- ・過去の大規模災害で被災した自治体の人口一人当たりの災害復旧費を杉並区の人口に換算した場合の経費を参考に、災害時の備えとして集中復興期間とされる 5 年間に必要な額を基に、今までの建築工事単価等の物価上昇率を乗じて 200 億円と算出しました。……(A)
- ・平成 20 年(2008 年)9 月のリーマン・ショック時の財政調整基金の取崩額約 200 億円を基に、当時の減収率を令和 5 年度当初予算額に乗じて、著しい経済変動等への備えとして必要な額を 250 億円と算出しました。……(B)
- ⇒財政調整基金への年度末残高として維持すべき額(A) + (B) = 450 億円

【②施設整備基金の積立】について

- ・「区立施設マネジメント計画(第1期)」において、今後 40 年間の区立施設の長寿命化の対応を含めた改築・改修等経費を試算した結果、年平均約 147 億円となりました。ここから、施設の総量の適正化を見据えた再編の取組や改築規模のスリム化などによる改築経費の縮減を図り、国や都からの補助金、区債などの特定財源を除いた残りの経費のうち、大規模な工事に要する経費の 80%程度(中規模修繕等の経費を含めた全体経費の 55%)を施設整備基金でまかなうと想定し、毎年度約 50 億円が必要になると算出したうえで、現在の基金残高を勘案し、引き続き、毎年度 40 億円以上の積立が必要になると見込みました。

⇒毎年度の施設整備基金への積立額 40 億円以上

《計算式》

147 億円 ×95%(施設の再編の取組等による改築経費の縮減) ×65%(国・都支出金と区債充当額の 5 年平均 35%)

減じた額) × 55% (大規模な工事に施設整備基金を 80% 充当した場合の全体経費に占める割合) ≒ 50 億円
・また、老朽化が進んでいる区役所本庁舎の建替えを見据え、(仮称) 本庁舎改築基金を早期に設置します。

【③区債発行・繰上償還等】について

・「公債費負担比率」: 財政運営の柔軟性を計る指標の一つで、公債費がどの程度一般財源の使途を制限しているかを表しており、比率が高いほど財政運営の余力がない硬直化した状態であることを示しています。
→一般的に 15% が警戒ライン、20% が危険ラインとされています。

⇒ 区立施設マネジメント計画に基づく、区立施設の改築・改修に伴い、区債発行の増加が見込まれることから、区債発行の精査と繰上償還の実施について示したうえで、公債費負担が過度に高まることがないよう、公債費負担比率が 5% を超えないよう目標を設定。

【④行政コスト対税収等比率】について

・「行政コスト対税収等比率」: 公会計情報から得られる指標で、経常的な行政コスト(人件費・社会保障給付費等から使用料・手数料等の収益を差し引いたもの)が税収や補助金等の歳入に占める割合を示し、区が資産形成等を行う余裕があるかを表します。

→ 100% を下回る場合は、収益を除いた行政コストを税収や補助金でカバーできていることを表し、翌年度以降へ引き継ぐ資産が蓄積されたか、負担が軽減されたことになります。

100% を超える場合には、過去から蓄積した資産が取り崩されたか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が増加したことを表します。

⇒ 経常的な行政コストは、すべて税収や補助金等で賄われることが望ましいため、100% を超えない目標と設定。

《計算式》

$$\text{行政コスト対税収等比率} = \frac{(\text{行政コスト計算書における純経常行政コスト}^{※1})}{(\text{純資産変動計算書における財源}^{※2})} \times 100$$

※1 純経常行政コストは、行政コスト計算書における経常費用(人件費、社会保障給付等)から経常収益(使用料等)を差し引いた額による。

※2 財源は、純資産変動計算書における税収等と国県等補助金の合計額による。

【⑤債務償還可能年数】について

・「債務償還可能年数」: 実質的な債務を経常収支の黒字の何年分で償還できるかを示します。
この年数が短いほど、中長期的な財政の健全性が確保されていると言えます。

→ 経常収支の黒字で返済可能な年数が、借金である区債の返済にかかる平均年数(平均償還年数)を超えると財政運営が切迫すると考えられます(参考: 杉並区の区債平均償還年数 令和 4 年度(2022 年度)末時点 19.7 年)。

⇒ 区債残高が増加し、将来負担が過度とならないよう、5 年を目標に設定。

《計算式》

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{(\text{将来負担額}^{※1} - \text{充当可能財源}^{※2})}{(\text{経常一般財源等(歳入)}^{※3} - \text{経常経費充当財源}^{※4})}$$

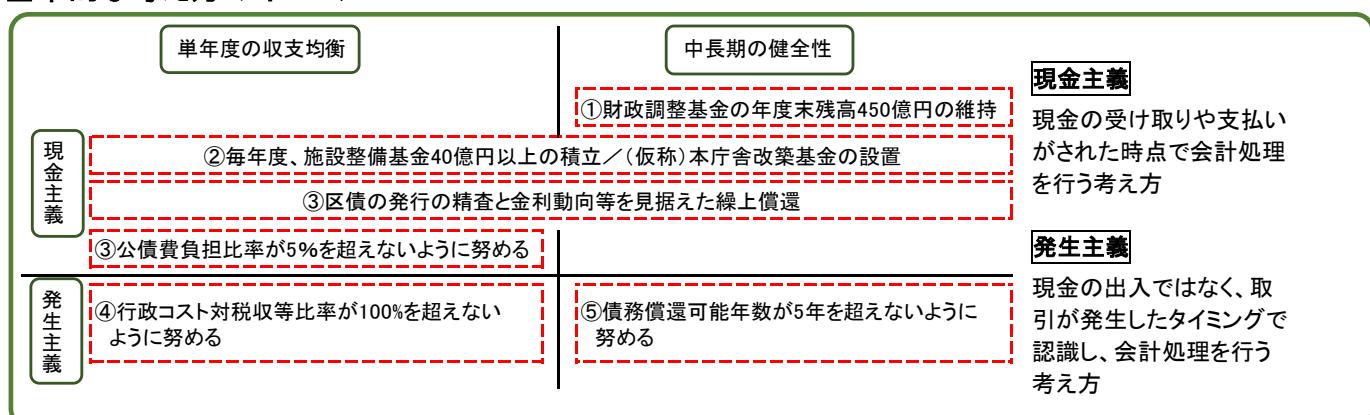
※1※2 将来負担額及び充当可能財源は、財政健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 充当可能財源は充当可能基金残高 + 充当可能特定歳入(償還に充当可能な補助金等)。

充当可能基金残高は、財政調整基金及び減債基金の残高とする。

※3※4 経常一般財源等(歳入)等及び経常経費充当財源は地方財政状況調査及び財政健全化法上の数値から算出する。

3. 基本的な考え方のイメージ



(1) 安定した財政基盤の構築と持続可能な財政運営

持続可能な財政運営の確保		財政課	
		—	
<p>「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方」に基づき、財政調整基金は年度末残高450億円の維持に努め、合わせて、施設整備基金への計画的な積立を行います。</p> <p>また、区債の発行は、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して行い、公債費の軽減に努めるほか、公債費負担比率、行政コスト対税収等比率及び債務償還可能年数にも留意し、単年度の收支均衡・中長期の健全性を意識した持続可能な財政運営に努めます。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	実施	実施	実施
効果			

(2) 財源の確保

区有財産の有効活用		経理課	
		企画課・区政経営改革担当	
<p>区有財産(土地、建物)について、安定した財源を確保するための有効活用や処分の可能性を調査・検討します。</p> <p>また、旧富士学園・弓ヶ浜クラブの建物・土地については、売却など、最も有効な財産活用策を検討し、その方針に基づき取組を進めます。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	調査・検討・実施	調査・検討・実施	調査・検討・実施
効果	(財)	(財)	(財)
関連する計画			
(区立施設マネジメント計画) 第5章(1)14 民営化宿泊施設			

区営住宅の駐車場の貸出		住宅課	
		—	
<p>区営住宅に設置されている自動車駐車場を区営住宅の入居者以外の方に貸し出すことにより、収入の確保につなげます。</p>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	70台分	70台分	70台分
効果	(財)	(財)	(財)

広告収入等の確保	区政経営改革担当
	広報課、高齢者施策課、障害者施策課ほか

区が発行する印刷物等へ民間事業者等の広告を掲載し、広告収入の確保や広告掲載による経費削減の取組を費用対効果等を考慮の上で行います。また、ネーミングライツの実施による財源の確保や新たな収入確保事業の検討などに取り組みます。

年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	各種情報媒体への広告掲載の実施 ネーミングライツの実施 新たな収入確保事業の検討・実施	各種情報媒体への広告掲載の実施 ネーミングライツの実施 新たな収入確保事業の検討・実施	各種情報媒体への広告掲載の実施 ネーミングライツの実施 新たな収入確保事業の検討・実施
効果	(財)	(財)	(財)

税・保険料・利用料等の収納率の向上	納稅課、課税課、国保年金課、介護保険課、 保育課、児童青少年課、住宅課、会計課		
	—		
納付センター※1やSMS※2の活用、口座振替の勧奨強化など、税・保険料・利用料等の収納率の向上に資する取組を進めるとともに、電子マネーやeLTAX等のデジタルツールを活用し、電子収納サービスの拡充を図ります。			
また、住民税納付における新たな電子収納サービスとして、令和7年度(2025年度)にeL-QRを導入します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	納付センター・SMSの活用 口座振替手続の勧奨強化 電子収納サービスの活用	納付センター・SMSの活用 口座振替手続の勧奨強化 電子収納サービスの活用	納付センター・SMSの活用 口座振替手続の勧奨強化 電子収納サービスの活用
効果	(財)	(財)	(財)
関連する計画			
(デジタル化推進計画)方針2 デジタル技術を活用した滞納整理事務の効率化			

※1 納付センター:住民税や国民健康保険料などの収納率向上を図るために、税等の未納者への電話や訪問による納付案内を民間事業者に委託した事業

※2 SMS:Short Message Serviceの略。携帯して使用する通信端末機器(携帯電話、スマートフォン等)同士でメッセージを電話番号により送受信するサービスの一種

ふるさと納税制度※1による寄附の受入れ	ふるさと納税担当
—	—

4つの基金(次世代育成基金、社会福祉基金、NPO支援基金、みどりの基金)と「杉並版クラウドファンディング※2」において寄附の受入れを行うとともに、これらの寄附メニューの拡充に取り組みます。

また、寄附の募集だけでなく、住民税流出の現状、ふるさと納税制度の問題点等について、区ホームページやSNS※3等により区内外へ情報を発信し、健全な寄附文化の醸成を図ります。

年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	ふるさと納税(寄附)の受入れ	ふるさと納税(寄附)の受入れ	ふるさと納税(寄附)の受入れ
効果	(財)	(財)	(財)

※1 ふるさと納税制度：自治体に寄附をした場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税及び住民税から控除される制度(上限あり)

※2 杉並版クラウドファンディング：杉並区における一定目的の事業(荻外荘の復原・整備事業等)の実現を目指すための見返りを求めない寄附募集のこと。民間のポータルサイトのクラウドファンディングとは異なり、寄附募集の期限や目標額を定めない

※3 SNS：Social Networking Serviceの略。人ととの社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと

消費期限の迫った備蓄食料品の処理コスト削減	防災課
—	—

消費期限の迫った備蓄食料品(アルファ米、クラッカー、ビスケット等)のうち、防災訓練やイベント等で活用できなかった食料品の一部を民間事業者に売却することにより、処理コストの削減を図ります。

年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	実施	実施	実施
効果	(財)	(財)	(財)

(3)負担の適正化

補助金の見直し	財政課
—	—

補助金交付基準及び検証・評価基準に基づき、継続的に補助金の検証・評価・見直しを行います。

年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	検証・評価・見直し	検証・評価・見直し	検証・評価・見直し
効果			

使用料・手数料等の見直し		財政課 —	
使用料について、必要に応じ、令和6年度(2024年度)に改定します。 その後は、3年ごとに使用料・手数料等の検証を行い、必要に応じて改定を行います。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	使用料の必要に応じた改定		決算数値による使用料の検証・見直し検討
効果			

奨学資金の償還の促進		学務課 —	
民間事業者の持つ債権管理・回収のノウハウを活用し、奨学資金の償還を促進します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	債権管理・回収の民間委託	債権管理・回収の民間委託	債権管理・回収の民間委託
効果	(財)	(財)	(財)

事業系有料ごみ処理券貼付の適正化		ごみ減量対策課 杉並清掃事務所	
区の収集を利用している事業系一般廃棄物排出事業者に対して、事業系有料ごみ処理券の貼付の適正化を図ることにより、事業者間の負担の公平性を保つ取組を進めています。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	貼付徹底の周知 貼付指導の強化	貼付徹底の周知 貼付指導の強化	貼付徹底の周知 貼付指導の強化
効果			

長寿応援ポイント事業の見直し		高齢者施策課																		
		—																		
<p>活力ある高齢社会づくりに資するため、より多くの高齢者がいきがい活動等に参加するとともに、事業経費の適正化等を図ることができる仕組みとなるよう事業の見直しを行います。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>6(2024)年度</th><th>7(2025)年度</th><th>8(2026)年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td><td>事業の見直し検討 見直し後の事業実施準備</td><td>見直し後の事業実施</td><td>見直し後の事業実施</td></tr> <tr> <td>効果</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3">関連する計画</td></tr> <tr> <td colspan="3">(実行計画) 施策16 高齢者いきがい活動の充実</td></tr> </tbody> </table>			年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	取組内容	事業の見直し検討 見直し後の事業実施準備	見直し後の事業実施	見直し後の事業実施	効果				関連する計画			(実行計画) 施策16 高齢者いきがい活動の充実		
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度																	
取組内容	事業の見直し検討 見直し後の事業実施準備	見直し後の事業実施	見直し後の事業実施																	
効果																				
関連する計画																				
(実行計画) 施策16 高齢者いきがい活動の充実																				

子育て応援券事業の見直し		地域子育て支援課																		
		—																		
<p>令和6年度(2024年度)に、オンライン決済や分かりやすい検索機能などを取り入れたデジタル化を行い、利用者の利便性を高めます。</p> <p>また、利用状況の分析や区民等の意見聴取などにより、子育てを地域で支え合うという事業目的を達成する仕組みとなるよう、事業の継続的な評価・検証を行い、必要に応じて見直しを図ります。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>6(2024)年度</th><th>7(2025)年度</th><th>8(2026)年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td><td>子育て応援券事業のデジタル化実施 検証・見直し</td><td>検証・見直し</td><td>検証・見直し</td></tr> <tr> <td>効果</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3">関連する計画</td></tr> <tr> <td colspan="3">(実行計画) 施策20 地域における子育て支援体制の充実</td></tr> </tbody> </table>			年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	取組内容	子育て応援券事業のデジタル化実施 検証・見直し	検証・見直し	検証・見直し	効果				関連する計画			(実行計画) 施策20 地域における子育て支援体制の充実		
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度																	
取組内容	子育て応援券事業のデジタル化実施 検証・見直し	検証・見直し	検証・見直し																	
効果																				
関連する計画																				
(実行計画) 施策20 地域における子育て支援体制の充実																				

方針3 対話協調型区政の推進

政策の企画立案や見直し等においては、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への参画意欲を高めるとともに、誰もが意見を出しやすい環境を創ることにより、区民や民間事業者等との対話の場を拡充し、区と区民等とのコミュニケーションの活性化を図ります。

また、区民一人ひとりにとって必要かつ有用な情報を確実に届けられるよう、伝えたい相手に合わせ、区民目線で分かりやすく伝わる情報発信に努めます。

現状と課題

- 区と区民等が相互に理解し合い、協調による合意形成の道を拓くためにも、計画説明型の行政から対話協調型の行政への転換が求められています。
- また、従来から行われている区民と区長の懇談会（「聴つくオフ・ミーティング」）に加えて、区民の意見を区政運営に生かしていく仕組みを積極的に取り入れるなど、区民が区政に参画しやすい環境を整えていくことが必要です。
- デジタル社会においては、区民目線で分かりやすく、タイムリーに情報を伝達することが求められています。
- また、急速にデジタル化が進んでいる中で、区民が区政情報を受け取る情報媒体は多様化しています。区民が情報入手に使用するツールも日進月歩で進化している状況を踏まえ、デジタル技術の利用に慣れていない方や不安のある方への配慮も欠くことなく、区民に伝わる広報をこれまで以上に戦略的に進めていくことが必要です。

方針に基づく主な取組

○ 区民に「伝わる」情報発信

デジタル化の進展を踏まえ、区民に確実かつ有用な情報が伝わり、また、情報を伝えたい相手に合わせた情報発信となるよう、区民目線を意識した戦略的な広報を推進します。また、その際は、図やイラストなども駆使し、誰にでもわかりやすい情報となるよう努めます。

○ 様々な機会を捉えた区民等との対話の場の創出

区民が区長と、直接意見交換を行う懇談会の開催などにより、区民の意見を区政運営に生かしていきます。また、区と区民等とのコミュニケーションを活性化するためにも、あらゆる機会を活用し、区民等との相互理解を深める対話の場を創出します。

(1)区民に「伝わる」情報発信

戦略的広報の推進		広報課 企画課	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	SNS等による情報発信実施 区ホームページの全面更新実施 メディアミックス ^{※1} による情報発信実施 インフォグラフィック ^{※2} の活用実施	SNS等による情報発信実施 区ホームページの運用 メディアミックスによる情報発信実施 インフォグラフィックの活用実施	SNS等による情報発信実施 区ホームページの運用 メディアミックスによる情報発信実施 インフォグラフィックの活用実施
効果			
関連する計画			
(デジタル化推進計画) 方針1 SNS等を活用した情報発信等の充実 (デジタル化推進計画) 方針1 区ホームページの見直し			

※1 メディアミックス: 特性の異なる複数のメディアを組み合わせて展開する広告戦略のこと

※2 インフォグラフィック: データや情報などを分かりやすく視覚的に表現すること

(2)対話の場の拡充

区政を話し合う会(聴くオフ・ミーティング)の実施		区政相談課	
		—	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	区政を話し合う会開催	区政を話し合う会開催	区政を話し合う会開催
効果			

方針4 自治の更なる発展と自治体間連携の強化

基礎自治体として果たすべき自主的・自律的な行財政運営を更に前進させていくために、今後区が目指すべき自治のあり方について、区民との議論を深めつつ、特別区全体を巻き込んだ広範な議論を展開していきます。

また、災害時対応の拡充や環境負荷の低減などといった、広域的な連携が求められる行政課題等に対処していくためにも、行政区域の枠を超えた自治体同士の連携を強化していきます。

現状と課題

- 平成12年(2000年)の都区制度改革から20年余りが経過しますが、都区間の事務配分や税財政制度などの諸課題は、未解決のまま今日に至っており、都区のあり方に関する都との実質的な協議の再開に向けた広範な議論が必要です。また、社会経済環境が大きく変化する中で、基礎自治体の果たすべき役割と責任が一層大きくなっていることを踏まえ、更なる自治権の拡充も見据えて、今後区が目指すべき自治のあり方について、区民と共に議論を深めていくことが大切です。
- 区民が安全・安心を感じられる地域社会の実現に向けては、区境の地域におけるパトロールや、にぎわい創出を図るイベントの実施など、隣接する自治体等との連携・協力により、区民サービスの向上を図っていく必要があります。
- また、いつ起きてもおかしくない首都直下地震等の対応や、脱炭素化に向けた取組などの、広域的な連携が必要となる課題の解決に当たっては、国や都との更なる連携・協力や、基礎自治体間との連携の強化が欠かせません。これまで培ってきた自治体スクラム支援の取組や自治体間連携による特別養護老人ホーム整備の取組を生かし、更なる自治体間連携の強化に向けた取組を進めていくことが求められています。

方針に基づく主な取組

○ 自治・分権の推進

自治の推進の観点から、区民一人ひとりが積極的に区政に関わることができる取組を進めます。

また、基礎自治体としての役割と責務が増大する中、必要な権限と財源を確保していくため、都区制度改革で残された課題の解決など、区が今後目指すべき自治のあり方についての調査・研究を進めます。

○ 隣接自治体等との連携

隣接する自治体との連携・協力を更に深め、区民サービスの向上と安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。また、世界的な課題となっている環境負荷の低減などの新たな行政課題に対処していくためにも、行政区域の枠にとらわれない連携を図っていきます。

○ 基礎自治体間の広域連携

自治体スクラム支援や南伊豆町における特別養護老人ホーム整備の取組をモデルとして、特定の事業を介した新たな基礎自治体間の広域連携について検討を進めます。

(1)自治・分権の推進

自治の発展に向けた取組の推進		企画課
—		
区の果たすべき役割と責務が増大する中、必要な権限と財源を確保していくため、都区制度改革で残された課題の解決など、今後目指すべき自治のあり方について調査・研究を進めます。		
年度	6(2024)年度	7(2025)年度
取組内容	自治のあり方の調査・研究	自治のあり方の調査・研究
効果		

参加型予算の実施		財政課
—		
区民の意見を直接的に行政活動に反映させ、区の財政を身近に感じてもらうとともに、区政に積極的に参加することを促進し、また、区にとって行政にはない新たな発想や考えを取り入れることでより区民ニーズに沿った行政課題の解決につなげることを目的に「参加型予算」を実施します。		
令和6年度(2024年度)は、令和5年度(2023年度)に引き続きモデル実施を行い、令和7年度(2025年度)以降は、継続的に検証し、必要な見直しを行いながら、取組を進めていきます。		
年度	6(2024)年度	7(2025)年度
取組内容	前年度のモデル実施の検証 検証を踏まえたモデル実施	前年度のモデル実施の検証 検証を踏まえた取組の実施
効果		

気候区民会議の開催		温暖化対策担当
—		
気候変動対策について、無作為抽出により選ばれた区民が有識者等から知見を得て議論を重ねる気候区民会議を開催します。会議で出された提案に対して施策への反映を検討するなど、区民参加による気候変動対策を進めます。		
年度	6(2024)年度	7(2025)年度
取組内容	気候区民会議 開催 提案内容の検討	気候区民会議 提案内容の検討 施策への反映
効果		
関連する計画		
(実行計画)施策9 区民及び事業者参加による気候変動対策等の推進		

(2)隣接自治体等との連携

隣接自治体等との連携による区民サービスの向上		企画課 地域安全担当、産業振興センター	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	区境合同パトロールの実施 保育のおしごと就職相談・面接会 年2回 わかもの就職相談・面接会 年1回 中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業の実施	区境合同パトロールの実施 保育のおしごと就職相談・面接会 年2回 わかもの就職相談・面接会 年1回 中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業の実施	区境合同パトロールの実施 保育のおしごと就職相談・面接会 年2回 わかもの就職相談・面接会 年1回 中野・杉並・豊島アニメ等地域ブランディング事業の実施
効果			
関連する計画			
(実行計画) 施策3 防犯力が高いまちづくり (実行計画) 施策8 就労支援と多様な働き方の推進 (実行計画) 施策8 アニメを活用した誘客促進			

(3)基礎自治体間の広域連携

基礎自治体間の広域連携の実施		企画課 危機管理対策課	
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	自治体間連携の実施 新たな広域連携に向けた検討	自治体間連携の実施 新たな広域連携に向けた検討	自治体間連携の実施 新たな広域連携に向けた検討
効果			

※1 自治体スクラム支援会議:東日本大震災の被災地である福島県南相馬市への支援を契機に、区と災害時相互援助協定を締結している自治体間の連携強化と相互の防災力向上を推進する取組

方針5 施設マネジメントの推進

区立施設の更新時期のピークを迎える中、これまで以上に効率的・効果的に取組を推進していくため、区の施設を経営資源と捉え、施設マネジメントの観点から、区立施設の更新、再編、長寿命化、利活用等を総合的かつ計画的に行っていきます。

現状と課題

- 区が保有する建物の延床面積は、約85.9万m²ありますが、昭和30年代から40年代にかけて建設した施設が多く、学校施設を中心に築後50年以上が経過する施設は約3割となるなど、区立施設の更新時期がピークを迎えようとしています。
- こうした状況等を踏まえ、この間、区立施設再編整備計画に基づき、様々な取組を進めてきました。取組を進める中で、施設利用者をはじめとした区民から、その内容や進め方等について様々なご意見をいただいていたことから、これまでの取組を検証し、今後の方向性を検討していくこととしました。
- 検証した結果、これまでの施設再編整備の取組において、老朽化した施設の更新や時代とともに変化する区民ニーズへの対応を図るため、施設の複合化・多機能化や施設・用地の有効活用など効率的・効果的な施設整備を行い、一定の成果を上げていることが確認できました。一方で、施設再編整備の進め方において、施設の利用者や地域住民等の意見を十分に反映できていなかったことが、最大の課題でした。
- このため、今後の取組に当たっては、全体最適・長期最適の視点を共有しながら、これまで以上に施設利用者や地域住民の視点を取り入れた施設づくりを区民と共にていきます。

方針に基づく主な取組

○ 区立施設マネジメント計画の推進

区立施設マネジメント計画に基づき、施設マネジメントの観点から、区立施設の更新、再編、長寿命化、利活用等に取り組み、安全・安心な施設サービスの提供、新たな区民ニーズへの対応、持続可能な行財政運営の実現を図ります。

施設マネジメントの推進に当たっては、施設利用者や地域住民等の参画による計画づくりを推進する観点から、地域や施設の課題を共有したうえで、区民との対話により取組を進めています。

※ 取組の詳細は、別冊「杉並区区立施設マネジメント計画(第1期)・第1次実施プラン」にて掲載しています。